半期報告書

(第9期中) 自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日

株式会社ソフトフロント

札幌市中央区北9条西15丁目28番地196

(941584)

目次

		頁
表紙		
第一部	企業情報	1
第1	企業の概況	1
1	. 主要な経営指標等の推移	1
2	. 事業の内容	2
3	. 関係会社の状況	2
4	. 従業員の状況	2
第2	事業の状況	3
1	. 業績等の概要	3
2	. 生産、受注及び販売の状況	5
3	. 対処すべき課題	6
4	. 経営上の重要な契約等	6
5	. 研究開発活動	6
第3	設備の状況	7
1	. 主要な設備の状況	7
2	. 設備の新設、除却等の計画	7
第4	提出会社の状況	8
1	. 株式等の状況	8
	(1)株式の総数等	8
	(2) 新株予約権等の状況	9
	(3)発行済株式総数、資本金等の状況	15
	(4) 大株主の状況	15
	(5)議決権の状況	16
2	· 株価の推移	16
3	. 役員の状況	16
第5	経理の状況	17
	中間財務諸表等	18
	(1)中間財務諸表	18
	(2) その他	30
第6	、 / 提出会社の参考情報	31
第一 郭	提出会社の保証会社等の情報	32

[中間監査報告書]

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 北海道財務局長

【提出日】 平成17年12月16日

【中間会計期間】 第9期中(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

【会社名】 株式会社ソフトフロント

【英訳名】 Softfront

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 阪口 克彦

【本店の所在の場所】 札幌市中央区北9条西15丁目28番地196

【電話番号】 代表 011(623)1001

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画室室長兼管理本部本部長 佐藤 健太郎

【最寄りの連絡場所】 札幌市中央区北9条西15丁目28番地196

【電話番号】 代表 011(623)1001

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画室室長兼管理本部本部長 佐藤 健太郎

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第7期中	第8期中	第9期中	第7期	第8期
会計期間		自平成15年 4月1日 至平成15年 9月30日	自平成16年 4月1日 至平成16年 9月30日	自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日	自平成15年 4月1日 至平成16年 3月31日	自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日
提出会社の経営指標等						
売上高	(千円)	365,214	168,405	260,238	744,427	479,977
経常損益	(千円)	22,061	170,697	116,791	69,591	221,648
中間(当期)純損益	(千円)	16,338	215,995	117,894	92,976	271,464
持分法を適用した場合の 投資損益	(千円)	-	-	922	-	-
資本金	(千円)	1,996,960	1,996,960	2,652,554	1,996,960	2,354,258
発行済株式総数	(株)	16,004	16,004	84,531	16,004	74,536
純資産額	(千円)	398,951	259,594	1,397,420	475,590	918,721
総資産額	(千円)	774,566	616,231	1,560,156	854,136	1,127,436
1株当たり純資産額	(円)	24,928.24	16,220.61	16,531.45	29,716.95	12,325.88
1株当たり中間(当期)純 損益金額	(円)	1,031.74	13,496.33	1,430.22	5,840.26	4,094.12
潜在株式調整後1株当た り中間(当期)純利益金額	(円)	-	-	-	-	-
1株当たり中間(年間)配 当額	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	51.5	42.1	89.6	55.7	81.5
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	14,488	35,589	96,877	64,169	4,379
投資活動によるキャッシ ュ・フロー	(千円)	47,081	29,089	37,414	20,647	2,434
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	52,627	16,614	556,702	28,115	517,026
現金及び現金同等物の中 間期末(期末)残高	(千円)	137,767	228,279	1,179,675	238,352	757,310
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	49 (1)	51 (0)	48 (0)	50 (1)	52 (0)

- (注)1.売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 2.持分法を適用した場合の投資損益については、第7期中、第7期及び第8期中は当社には関連会社がないため、第8期については投資損益が発生していないため、記載しておりません。
 - 3.潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、第8期中、第8期及び第9期中においては1株当たり中間(当期)純損失を計上しているため、第7期中及び第7期においては希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
 - 4.経常損益、中間(当期)純損益及び1株当たり中間(当期)純損益の 印は損失を示しております。

- 5.第8期の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損益金額については、平成16年11月19日に行われた株式分割が期首に行われたと仮定した場合の数値を記載しております。
- 6.当社の子会社である米国法人ACAPEL, INC.については、当該子会社が平成14年11月末をもって営業活動を一時休止していることから、企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいと判断し、第7期より連結の範囲から除いております。これに伴い、連結の範囲に含まれる子会社が存在しないこととなったため、第7期より連結財務諸表を作成しておりません。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1)提出会社の状況

平成17年9月30日現在

従業員数(名)	48(0)名
	- (- / -

(注) 従業員数は就業人員であり、()内には、臨時雇用者の平均人員を外数で記載しております。

(2)労働組合の状況

労働組合は結成されていませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当中間会計期間におけるわが国経済は、海外経済の拡大が続く中、輸出が持ち直してきているなど、長期間続いた踊り場を脱却したと見られております。IT関連分野の在庫調整がほぼ一巡し、雇用情勢の改善に伴って個人消費も緩やかに増加しているなど、企業部門に比べて遅れていた家計部門の改善にも進捗が見られており、継続的な原油価格の上昇が懸念されるものの、先行きに対する見通しとして、景気は緩やかな回復傾向にあるものと予想されております。

このような市場環境の中、当社では、経営理念「技術を愛し、技術を提供することによって、社会変革の牽引役となり、豊かな社会を実現すること」の下、「当社のSIP技術をデファクトスタンダードにする」、「ライセンスビジネスを成功させる」という2つの目標を確実に達成すべく、新たな経営戦略として新5ヵ年計画「第1次 Excellent Company構想」を策定し、事業活動を進めております。特に、平成17年度については、ライセンスビジネスの基盤の強化を行う重要な年と位置づけ、社内体制の強化、販売チャネルの整備、企業体力のアップの3つを重要課題と定め、事業本部制の導入、CPU/OSベンダーとの業務提携、新しいロゴマークの導入を含む新たなVI (Visual Identity)の見直しなどを進めております。営業面においては、インテル、フリースケール、日立超LSIシステムズ、インフィニオン、エニア・エンベデッド・テクノロジー、ウインドリバー、シンビアンなどのグローバル規模の国内外有力CPU/OSベンダーとの業務提携を進め、通信機器メーカー、家電メーカー、システムインテグレーターに提供するためのさまざまなCPU/OSに対応したSIP開発環境のラインアップを豊富に取り揃える活動を強力に推進しております。

これらの施策を推進する中、当社の当中間会計期間の業績は、売上高260,238千円、営業損失110,352千円、経常損失116,791千円、中間純損失117,894千円となりました。

売上高につきましては、260,238千円(前年同期比54.5%増)と前年同期実績を91,833千円上回る増収となりました。増収の主な要因としては、CPU/OSベンダーとの業務提携関係の構築を強力に推し進めたことにより、新規パートナーの開拓が進んだことなどがあります。

売上総利益につきましては、売上原価が99,034千円(前年同期比16.6%増)と前年同期実績を14,079千円上回り、161,204千円(前年同期比93.2%増)と前年同期実績を77,754千円上回りました。

販売費及び一般管理費につきましては、引続き全社的な経費削減活動を進めたものの、研究開発費や基盤強化施策に伴う費用の増加などにより、271,557千円(前年同期比12.8%増)と前年同期実績を30,880千円上回る結果となりました。

営業損益につきましては、売上総利益で販売費及び一般管理費を吸収することができなかったことから、110,352千円の営業損失(前年同期は157,226千円の営業損失)を計上いたしました。

経常損益につきましては、営業外費用が6,736千円(前年同期比54.1%減)と、営業外収益296千円(前年同期比75.5%減)を上回ったことから、116,791千円の経常損失(前年同期は170,697千円の経常損失)を計上いたしました。なお、営業外費用につきましては、新株予約権及び新株引受権の行使に伴う新株発行費が発生しております。

税引前中間純損益につきましては、貸倒引当金戻入益の発生に伴う特別利益が107千円(前年同期は無し)となり、特別損失が発生しなかったことから、116,684千円の税引前中間純損失(前年同期は170,697千円の税引前中間純損失)を計上いたしました。

中間純損益につきましては、117,894千円の中間純損失(前年同期は215,995千円の中間純損失)を計上いたしました。

(2)キャッシュ・フロー

当中間会計期間における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、税引前中間純損失を116,684千円計上したものの、第1回新株予約権の権利行使を受けたこと等に伴う株式の発行による収入588,634千円があり、前事業年度末から422,365千円増加し、当中間会計期間末には1,179,675千円となりました。営業活動の結果消費された資金につきましては96,877千円(前年同期は35,589千円の獲得)となりました。また、投資活動の結果消費された資金は37,414千円(前年同期比28.6%増)となり、財務活動の結果得られた資金は前述の資金調達などにより556,702千円(前年同期は16,614千円の消費)となっております。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。 (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果消費された資金は96,877千円(前年同期は35,589千円の獲得)となりました。これは主に、116,684千円の税引前中間純損失(前年同期は170,697千円の税引前中間純損失)を計上したことによるものです。なお、前年同期に比べて得られた資金が減少している主な理由は、前年同期では大型受託案件の売上債権の回収による収入があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果消費された資金は37,414千円(前年同期比28.6%増)となりました。これは、無形固定資産の取得による支出30,954千円(前年同期は32,539千円の支出)及び東京本社の新オフィス賃借に伴う敷金の支出9,472千円(前年同期はなし)によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は556,702千円(前年同期は16,614千円の消費)となりました。これは主に、新株予約権及び新株引受権の行使に伴う株式発行による収入588,634千円(前年同期はなし)、長期借入金の返済31,930千円(前年同期は38,995千円の返済)によるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1)生産実績

当中間会計期間の生産実績を主要販売形態別に示すと次のとおりであります。

区分	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前年同期比(%)
ソフトウエア販売(千円)	33,455	97.7
受託開発(千円)	65,166	128.5
その他(千円)	412	-
合計(千円)	99,034	116.6

- (注)1.金額には、消費税等は含まれておりません。
 - 2.ソフトウエア販売の金額は、ソフトウエア提供のための製造原価を記載しております。
 - 3. その他の金額には、商品売上に対する仕入額が含まれております。

(2)受注状況

当中間会計期間の受注状況を主要販売形態別に示すと次のとおりであります。

区分	受 注 高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
ソフトウエア販売	117,044	115.3	12,423	1,684.0
受託開発	194,277	349.4	57,238	386.8
その他	453	-	-	-
合計	311,775	198.4	69,661	448.4

⁽注) 金額には、消費税等は含まれておりません。

(3)販売実績

当中間会計期間の販売実績を主要販売形態別に示すと次のとおりであります。

区分	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前年同期比(%)
ソフトウエア販売(千円)	114,932	113.3
受託開発(千円)	144,853	216.2
その他(千円)	他(千円) 453	
合計(千円)	260,238	154.5

(注) 1 . 前中間会計期間及び当中間会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	(自 平成16	会計期間 年 4 月 1 日 年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		
	金額(千円)	割 合(%)	金額(千円)	割 合(%)	
株式会社ケイ・オプティコ ム	15,770	9.4	64,551	24.8	
NECシステムテクノロジ 一株式会社	-	-	34,724	13.3	
フリービット株式会社	19,627	11.7	4,200	1.6	
ソニーグローバルソリュー ションズ株式会社	32,893	19.5	-	-	

2. 金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

5【研究開発活動】

当社は、平成15年2月よりビジネスモデルを転換し、通信機器メーカーや家電メーカー、SIerへ当社SIPミドルウエアを販売する「SIPパートナープログラム」を開始いたしました。これに伴い、当社の研究開発活動についても、この「SIPパートナープログラム」の永続的発展に必要なSIPミドルウエアに関連したテーマに特化し展開しております。

当中間会計期間における主な成果は、以下のとおりです。

(1)SIPプロトコルの機能強化

当社の中心的技術と据えるSIPは、インターネット通信規格を策定する団体IETF(Internet Engineering Task Force) によって、日々仕様が拡張される技術です。当社SIPミドルウエア製品の商品価値を維持・向上するために、最新のSIP関連規格への対応と、機能拡張を行っております。

なお、当中間会計期間においては、SIP製品開発の裾野を広げ、メーカーが容易に付加価値の高い製品開発を実現できるようにするため、プレゼンス機能(機器などがその「状態」を互い通信しあう機能)に対応したSIPミドルウエア製品の開発も行っております。

(2)各種CPU/OSプラットフォームへの対応

IP電話、ネット家電製品に代表される組込み機器の開発においては、様々な種類のCPUやOSが存在します。メーカーが最終製品を効率的に開発するためには、採用するミドルウエアが、その製品で使用するCPU/OSへ既に対応済みであることが重要となります。

当社では、CPU/OSベンダーとのアライアンスを通じて、各種プラットフォームへ対応したSIP/VoIP評価キットの開発を行い、メーカーが当社ミドルウエアを採用して、SIP製品を短期間で開発できるよう努めております。 なお、当中間会計期間においては、携帯電話で広く採用が進むSymbian OSへ対応したSIPミドルウエア製品の開発も行っております。

(3)SIPの規格調査と互換性向上

SIP製品を実際に開発するためには、IETFが定める1つの規格だけではなく、関連する多くの規格について理解し、対応する必要があります。当社では、数名の研究スタッフがこれらの規格の最新状況を常にウォッチし、必要に応じて当社の研究開発の成果に反映させていく活動を行っております。これらの最新規格調査の活動で発生した通信規格の翻訳文献については、業界内における当社ブランド力の向上と、SIP技術の普及促進のため、当社Webページ等でその成果を公開しております。

また、機器と機器を繋ぐSIPでは、他社のSIP関連製品等との相互接続性が非常に重要となります。当社は、国内の通信機器メーカーや通信事業者が集まるVoIP推進協議会や、VoIP/SIP相互接続検証タスクフォース等の業界団体において中心的活動を進めるほか、海外で行われるSIPit等の相互接続検証活動にも積極的に参加し、当社SIPミドルウエアの相互接続性向上による品質的優位性の維持に努めております。

以上の、SIP関連技術に関する研究開発については、今後も当社の重要な研究開発テーマとして継続して行く予定であります。

これらの研究開発活動の結果、当中間会計期間において77.551千円の研究開発費を計上しております。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設計画は、次のとおりであります。

			投資予	定金額	資金調達方	着手及び完了予定年月		完成後の
事業所名	所在地 	設備の内容	総額 (千円)	既支払額 (千円)	法	着手	完了	増加能力
東京本社	東京都 港区	営業設備 開発設備	63,500	10,788	自己資金	平成17年11月	平成17年11月	-

⁽注) 1.投資予定金額には、差入保証金を含んでおります。

^{2.} 上記金額には、消費税等は含んでおりません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)	
普通株式	324,400	
計	324,400	

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成17年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成17年12月16日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	84,531	84,624	大阪証券取引所 (ニッポン・ニュー・ マーケット - 「ヘラクレ ス」)	-
計	84,531	84,624	-	-

⁽注)「提出日現在発行数」欄には、平成17年12月1日からこの半期報告書提出までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された新株引受権の権利行使を含む。)により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条 J 19の規定に基づく新株引受権(ストックオプション)に関する事項は、次のとおりであります。 (平成12年 6 月29日定時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成17年 9 月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,268(注) 1	2,184(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	107,500(注) 3	107,500(注) 3
新株予約権の行使期間	平成14年 8 月 1 日から 平成19年 7 月31日まで	平成14年 8 月 1 日から 平成19年 7 月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行 する場合の株式の発行価格及び資本組 入額(円)	発行価格 107,500 資本組入額 53,750	発行価格 107,500 資本組入額 53,750
新株予約権の行使の条件	(注) 2	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2	(注) 2

旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権(ストックオプション)に関する事項は、次のとおりであります。 (平成12年11月16日臨時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成17年 9 月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	244(注) 1	235(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	107,500(注) 3	107,500(注) 3
新株予約権の行使期間	平成14年12月 1 日から 平成19年11月30日まで	平成14年12月 1 日から 平成19年11月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行 する場合の株式の発行価格及び資本組 入額(円)	発行価格 107,500 資本組入額 53,750	発行価格 107,500 資本組入額 53,750
新株予約権の行使の条件	(注) 2	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2	(注) 2

旧商法第280条 / 19及び新事業創出促進法第11条の 5 第 2 項の規定に基づく新株引受権(ストックオプション)に関する事項は、次のとおりであります。

(平成13年6月27日定時株主総会決議)

(1 75% : 0 1 0 7 3 = 1 AC 13 71 = 1 AC 27 (BX)		
	中間会計期間末現在 (平成17年 9 月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	292(注) 1	292(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	125,000(注)3	125,000(注)3
新株予約権の行使期間	平成15年 8 月 1 日から 平成20年 7 月31日まで	平成15年 8 月 1 日から 平成20年 7 月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行 する場合の株式の発行価格及び資本組 入額(円)	発行価格 125,000 資本組入額 62,500	発行価格 125,000 資本組入額 62,500
新株予約権の行使の条件	(注) 2	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2	(注) 2

- (注) 1 . 「新株予約権の目的となる株式の数」は、株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数及び権利行使された新株予約権の数を減じております。
 - 2. から のストックオプションについての行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。
 - (1)対象者のうち、取締役及び従業員のうちの執行役員は、会社の株式が店頭市場に登録された後又は会社の株式が日本国内もしくは外国の証券取引所に上場された後1年間を経過した場合に限り、新株引受権を行使することができる。その他の従業員は、店頭登録後又は上場後2年間を経過した場合に限り、新株引受権を行使することができる。
 - (2)対象者のうち、取締役及び従業員(執行役員を含む)は、新株引受権の行使時において、当社の取締役又は 従業員であることを要する。
 - (3)前項にかかわらず、対象者のうち取締役及び従業員(執行役員を含む)は、取締役もしくは従業員の地位を 喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には本新株引受権を行使することができるものとする。
 - (イ) 対象者である取締役が当社定款中の「取締役の任期」に関する定めに基づき退任した場合
 - (ロ) 対象者である従業員が就業規則中の「定年」の定めに基づき退職した場合
 - (4)新株引受権の譲渡、質入その他一切の処分は認められないものとする。
 - (5)対象者の相続人は本新株引受権を行使することができないものとする。
 - 3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により発行価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとしております。ただし、調整後発行価額が額面を下回る場合、発行価額は額面価額としております。

 商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)に関する事項は、次のとおりであります。

(平成16年6月19日定時株主総会決議)

(1 17% 10 1 0 7 3 10 E 7 C 10				
	中間会計期間末現在 (平成17年 9 月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)		
新株予約権の数(個)	190(注) 1	188(注) 1		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式		
新株予約権の目的となる株式の数(株)	760(注) 2	752(注) 2		
新株予約権の行使時の払込金額(円)	61,522(注)3	61,522(注) 3		
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日から 平成23年6月30日まで	平成18年7月1日から 平成23年6月30日まで		
新株予約権の行使により株式を発行 する場合の株式の発行価格及び資本組 入額(円)	発行価格 61,522(注) 4 資本組入額 30,761(注) 4	発行価格 61,522(注)4 資本組入額 30,761(注)4		
新株予約権の行使の条件	(注) 5	(注) 5		
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5	(注) 5		

- (注) 1 「新株予約権の数」は、株主総会決議における発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株 予約権の数を減じております。
 - 2.「新株予約権の目的となる株式の数」に関する事項は次のとおりであります。
 - (1)「新株予約権の目的となる株式の数」は、株主総会決議における発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
 - (2)当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設 分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 3.「新株予約権の行使時の払込金額」に関する事項は次のとおりであります。
 - (1)当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

(2)時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる 自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式 数」に読み替えるものとする。

- 4.「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に関する事項は次のとおりであります。
 - (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、(注)2及び(注)3によって調整が 行われることがある。
 - (2)新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額は、発行価格に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。ただし、(注)2及び(注)3によって調整が行われることがある。

- 5.「新株予約権の行使の条件」及び「新株予約権の譲渡に関する事項」は次のとおりであります。
 - (1)新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、又は従業員であることを要する。
 - (2)前項にかかわらず、任期満了により退任した取締役についてはこの限りではない。
 - (3)新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人はこれを行使することができないものとする。
 - (4)その他の条件については、当社と対象取締役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる
 - (5)新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

商法第280条 J 20及び第280条 J 21の規定に基づく新株予約権 (ストックオプション)に関する事項は、次のとおりであります。

(平成17年6月25日定時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成17年 9 月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)		
新株予約権の数(個)	4,000	4,000		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式		
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,000(注) 1	4,000(注) 1		
新株予約権の行使時の払込金額(円)	174,000(注) 2	174,000(注) 2		
新株予約権の行使期間	平成19年 8 月 1 日から 平成24年 7 月31日まで	平成19年8月1日から 平成24年7月31日まで		
新株予約権の行使により株式を発行 する場合の株式の発行価格及び資本組 入額(円)	発行価格 174,000(注)3 資本組入額 87,000(注)3	発行価格 174,000(注) 3 資本組入額 87,000(注) 3		
新株予約権の行使の条件	(注) 4	(注) 4		
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	(注) 4		

(注) 1 「新株予約権の目的となる株式の数」に関する事項は次のとおりであります。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 2.「新株予約権の行使時の払込金額」に関する事項は次のとおりであります。
 - (1)新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

(2)時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合(新株引受権及び新株予約権の権利行使又は自己株式移転の場合を除く)は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる 自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式 数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設 分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

- 3.「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に関する事項は次のとおりであります。
 - (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、(注)1及び(注)2によって調整が行われることがある。
 - (2)新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額は、発行価格に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。ただし、(注)1及び(注)2によって調整が行われることがある。

- 4. 行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。
 - (1)新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は従業員等であることを要する。
 - (2)前項にかかわらず、任期満了により退任した取締役についてはこの限りではない。
 - (3)新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人はこれを行使することができないものとする。
 - (4)その他の条件については、当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる
 - (5)新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

(3)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総	発行済株式総	資本金増減額	資本金残高	資本準備金増	資本準備金残
	数増減数(株)	数残高(株)	(千円)	(千円)	減額(千円)	高(千円)
平成17年4月1日~ 平成17年9月30日	9,995	84,531	298,296	2,652,554	298,296	2,434,714

- (注)1.新株引受権及び新株予約権の行使による増加であります。
 - 2. 平成17年10月1日から平成17年11月30日までの間に、新株引受権の行使により、発行済株式総数が93株、資本金及び資本準備金がそれぞれ4,998千円増加しております。

(4)【大株主の状況】

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
大阪証券金融株式会社	大阪市中央区北浜2丁目4番6号	9,061	10.72
村田 利文	札幌市中央区円山西町4丁目4-13-2	8,092	9.57
株式会社システムプロ	横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号 横浜ランドマークタワー23階	4,000	4.73
小川 武重	横浜市青葉区美しが丘西2丁目8-15	1,144	1.35
立花証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町 1 丁目13 - 14	866	1.02
大阪証券金融株式会社 (業務口)	大阪市中央区北浜2丁目4番6号	783	0.93
松井証券株式会社 (一般信用口)	東京都千代田区麹町1丁目4	715	0.85
大和証券株式会社	東京都千代田区大手町2丁目6番4号	657	0.78
黄 宗聖	藤沢市片瀬海岸 3 丁目23 - 18	536	0.63
オリックス証券株式会社	東京都中央区日本橋人形町1丁目3-8 沢の鶴人形町ビル7階 エクイティ部証券管理課	504	0.60
計	-	26,358	31.18

⁽注)前事業年度末現在主要株主であった村田利文及び株式会社システムプロは、当中間期末では主要株主ではなくなりました。

(5)【議決権の状況】 【発行済株式】

平成17年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内 容	
無議決権株式	-	-	-	
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-	
議決権制限株式(その他)	-	-	-	
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-	
完全議決権株式(その他)	普通株式84,531	84,531	-	
端株	-	-	-	
発行済株式総数	84,531	-	-	
総株主の議決権	-	84,531	-	

【自己株式等】

平成17年9月30日現在

所有者の氏名又 は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に対する所有 株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成17年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	84,900	74,900	214,000	264,000	202,000	182,000
最低(円)	58,200	64,500	66,800	168,000	137,000	110,000

⁽注) 1. 最高・最低株価は、大阪証券取引所へラクレスにおけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日	
取締役		取締役	経営企画室長 兼管理本部長	山本 明彦	平成17年9月1日	

第5【経理の状況】

1.中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

ただし、前中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日内閣府令第5号)附則第3項のただし書きにより、改正前の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)及び当中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の中間財務諸表について、監査法人トーマッによる中間監査を受けております。

3.中間連結財務諸表について

中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成11年大蔵省令第24号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高等から見て、当企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、中間連結財務諸表は作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

			間会計期間末 16年 9 月30日)		間会計期間末 17年9月30日			度の要約貸借対 17年 3 月31日	
区分	注記 番号	金額(千円) 構成(%		構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)			構成比 (%)
(資産の部)										
流動資産										
1 . 現金及び預金	2	303,279			1,179,675			757,310		
2 . 売掛金		97,030			167,299			158,114		
3.たな卸資産		70			70			70		
4 . その他		17,369			22,532			17,036		
貸倒引当金		1,027			1,012			1,102		
流動資産合計			416,722	67.6		1,368,565	87.7		931,428	82.6
固定資産										
1 . 有形固定資産	1	10,923			6,373			7,036		
2 . 無形固定資産										
(1)ソフトウエア		141,077			112,515			126,637		
(2)その他		1,246			4,432			1,246		
無形固定資産合 計		142,323			116,947			127,883		
3 . 投資その他の 資産										
(1)関係会社株式		-			20,000			20,000		
(2)株主に対する 長期貸付金		-			9,860			11,900		
(3)差入保証金		29,334			38,325			29,120		
(4)破産債権、再 生債権、更生 債権その他こ れらに準ずる 債権		18,144			-			-		
(5)その他		17,050			150			150		
貸倒引当金		18,266			65			82		
投資その他の資 産合計		46,262			68,269			61,088		
固定資産合計			199,508	32.4		191,590	12.3		196,007	17.4
資産合計			616,231	100.0		1,560,156	100.0		1,127,436	100.0

		前中間会計期間末 (平成16年 9 月30日)			当中間会計期間末 (平成17年 9 月30日)			前事業年度の要約貸借対照表 (平成17年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)
(負債の部)										
流動負債										
1 . 営業未払金		5,491			15,848			18,142		
2 . 短期借入金	2	100,000			-			-		
3.一年以内返済予 定の長期借入金	2	87,460			49,825			63,210		
4 . その他	3	30,393			20,673			32,429		
流動負債合計			223,344	36.3		86,347	5.5		113,781	10.1
固定負債										
1 . 長期借入金	2	130,335			74,910			93,455		
2 . その他		2,956			1,478			1,478		
固定負債合計			133,291	21.6		76,388	4.9		94,933	8.4
負債合計			356,636	57.9		162,735	10.4		208,714	18.5
(資本の部)										
資本金			1,996,960	324.1		2,652,554	170.0		2,354,258	208.8
資本剰余金										
1.資本準備金		1,779,120			2,434,714			2,136,418		
資本剰余金合計			1,779,120	288.7		2,434,714	156.1		2,136,418	189.5
利益剰余金										
1 . 中間(当期)未処 理損失		3,516,485			3,689,849			3,571,954		
利益剰余金合計			3,516,485	570.7		3,689,849	236.5		3,571,954	316.8
資本合計			259,594	42.1		1,397,420	89.6		918,721	81.5
負債資本合計			616,231	100.0		1,560,156	100.0		1,127,436	100.0

【中間損益計算書】

(T) 的决血们并自 /										
		前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)			当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)			前事業年度の要約損益計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)
売上高			168,405	100.0		260,238	100.0		479,977	100.0
売上原価			84,954	50.4		99,034	38.1		197,610	41.2
売上総利益			83,450	49.6		161,204	61.9		282,367	58.8
販売費及び一般管 理費			240,677	142.9		271,557	104.3		479,604	99.9
営業損失			157,226	93.3		110,352	42.4		197,237	41.1
営業外収益	1		1,211	0.7		296	0.1		3,324	0.7
営業外費用	2		14,682	8.7		6,736	2.6		27,736	5.8
経常損失			170,697	101.3		116,791	44.9		221,648	46.2
特別利益			-	-		107	0.1		-	-
特別損失	3		-	-		-	-		3,568	0.7
税引前中間(当 期)純損失			170,697	101.3		116,684	44.8		225,217	46.9
法人税、住民税 及び事業税		950			1,210			1,900		
法人税等調整額		44,347	45,297	26.9	-	1,210	0.5	44,347	46,247	9.7
中間(当期)純損 失			215,995	128.2		117,894	45.3		271,464	56.6
前期繰越損失			3,300,489			3,571,954			3,300,489	
中間(当期)未処 理損失			3,516,485			3,689,849			3,571,954	
				l						

【中間キャッシュ・フロー計算書】

		前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度の キャッシュ・フロー計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
区分	注記番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
営業活動による キャッシュ・フロー				
税引前中間(当期)純損失		170,697	116,684	225,217
減価償却費		41,981	42,552	84,037
貸倒損失		-	-	2,809
貸倒引当金の増減額 (:減少)		3,959	107	1,185
受取利息及び受取配当金		10	9	20
支払利息		3,579	1,705	7,059
新株発行費		2,300	4,430	11,544
新株予約権発行費		8,741	526	8,903
固定資産除却損		-	-	3,568
売上債権の増減額 (: 増加)		170,894	9,184	109,810
たな卸資産の増減額 (:増加)		10	-	10
仕入債務の増減額 (: 減少)		7,266	2,293	5,384
未払金の増減額 (:減少)		872	165	894
未払消費税等の増減額 (:減少)		10,756	4,454	6,784
その他		866	9,664	11,672
小計		40,996	93,348	13,069
利息及び配当金の受取額		10	9	23
利息の支払額		3,517	1,638	6,813
法人税等の支払額		1,900	1,900	1,900
営業活動による キャッシュ・フロー		35,589	96,877	4,379
投資活動による キャッシュ・フロー				
定期預金の預入による支 出		150,000	-	225,000
定期預金の払戻しによる 収入		150,000	-	300,000
関係会社株式の取得によ る支出		-	-	20,000
有形固定資産の取得によ る支出		-	-	434
無形固定資産の取得によ る支出		32,539	30,954	60,880
差入保証金の返還による 収入		-	482	-
差入保証金の増加による 支出		-	9,472	-
貸付による支出		-	-	250
貸付金の回収による収 入		3,450	2,530	4,130
投資活動による キャッシュ・フロー		29,089	37,414	2,434

		前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度の キャッシュ・フロー計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
財務活動による キャッシュ・フロー				
短期借入金の純増減額 (:減少)		80,000	-	180,000
長期借入れによる収入		100,000	-	100,000
長期借入金の返済による 支出		38,995	31,930	100,125
株式の発行による収入		-	588,634	708,172
新株予約権の発行による 収支		4,795	-	4,470
その他		2,415	2	6,550
財務活動による キャッシュ・フロー		16,614	556,702	517,026
現金及び現金同等物に係る 換算差額		40	44	12
現金及び現金同等物の増減 額(:減少)		10,073	422,365	518,957
現金及び現金同等物の期首 残高		238,352	757,310	238,352
現金及び現金同等物の中間 期末(期末)残高	1	228,279	1,179,675	757,310

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

田田 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	יייייייייייייייייייייייייייייייייייייי	/基本となる里安な事項 		
万法	項目	(自 平成16年4月1日	(自 平成17年4月1日	(自 平成16年4月1日
(2) たお助資産 育品 (回材料 総平的による原価法 野塩品 (1) 有形固定遺産 原材料 総平的による原価法 野塩品 (1) 有形固定遺産 末端 法 (1) 有形固定遺産 大非法 各採用しております。 なお、主な利用年数は以下の とおりております。 なお、主な利用年数は以下の とおりております。 なお、主な利用年数は以下の とおりてあります。 なお、主な利用年数は以下の とおりてあります。 (2) 無形固定資産 日社利用目的のソフトウェア (2) 無形固定資産 日社利用目的のソフトウェアについては、見込め用の影響 (5年以外)によりる経験によっており、販売目のシットウェアについては、見込め及助売収益にようでものり、優性を対し、いずれか大きい歯を主じする方法によっております。 (2) 無形固定資産 同 左 (2) 無形固定資産 同 左 (2) 無形固定過度 同 左 (2) 無形固定資産 同 左 (2) 無形固定過程 同 左 (2) 無形固定資産 同 左 (2) 無形固定資産 同 左 (2) 無形固定資産 同 左 (2) 無形固定過程 回 左 (2) 無形固定過程 回 方 (3) 無定自力 (5年以外)によっております。 (4) 単位 (2) 以関連会議権権債債は、決済日本 (2) 以関連会議権権債債は、決済日本 (2) 以関連会議権権債債を (2) 以担じ、 対理を影響は関値として処理しております。 (3) 用金 (1) 建設産産の処理方法 新規発の会計処理 の 方 (1) 建設産産の処理方法 新規発の会計処理 (2) 以及とび費用の計上基準 交託機能に含る元に向についてに (2) 収益の定理の対理を (2) 以及とび費用の計上基準 交託機能に含る元に向についてに (2) 収益の定の処理方法 新規発行費 文出時に全部費用として処理して (1) 過程産産の処理方法 新規発行費 (2) 収益及び費用の計上基準 交託機能に含る元に向についてに (2) 収益及び費用の計上基準 交託機能に含る元に向についてに (2) 収益及び費用の計上基準 交託機能に含る元に向についてに (2) 収益及び費用の計上基準 交託機能に含る元に向について (2) 収益及び費用の計上基準 (2) 収益と収益 (3) 消費税の会計処理 (3) 消費税の会計処理 (3) 消費税の会計処理	1.資産の評価基準及び評価	(1)	(1)子会社株式及び関連会社株式	(1)子会社株式及び関連会社株式
商品、原材料	方法		総平均法による原価法	同 左
投票列法による原価法 投票列法による原価法 投票列法による原価法 投票列法による原価法 大人先出法による原価法 大人先出法による原価法 大人先出法による原価法 大人先出法による原価法 大人先出法による原価法 大人先出法による原価法 大なお、主な相用年放は以下の 上海相間を同 上海相間を同 上海相間を同かフトウエアについては、見込利用の能期間 (5年以内)に基づく思語法によっており、銀元目ののフトウェ エアについては、見込風元期間 (3年以内)に基づくの部域を開売した。 (3年以内)に基づくの部域を開売のクフトウエアについては、見込風元期間 (3年以内)に基づくの部域を開売の分が表す。 (3年以内)に基づくの部域を開売の力が表す。 (3年以内)に基づくの部域を開売の力が表す。 (3年以内)に基づくの部域を開売の力が表す。 (3年以内)に基づくの部域を開生のいては、		. ,	l ` '	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
特別の				
2 - 國定資産の減価償却の方法 注				
法 定率法を採用しております。			 (1)有形固定資産	
とおりてあります。		l ` '	, ,	, ,
建物 5年 - 16年		なお、主な耐用年数は以下の		
工具器具備品 5年~6年 (2)無形固定資産 自対利用目的のソフトウエアについては、見込利用可能期間 (5年以内)に基づく定能が正と、 っており、販売目的のソフトウエアについては、見込販売期間 (3年以内)における見込販売収益によっております。 3 . 引当金の計上基準 (2)無形固定資産 を計する方法によっております。 第個引当金 (権権の資格れによる損失に億 えるため、一般機権については 資別減率により、資間別当金 (権権の資格れにより 資間監合債 権等特定の債性については 回収不能と観示すると認め、上間の宣物会替相場により 可解に 担いております。 4 . 外貨建の資産及び負債の 本形通貨への投資基準 (2) 収益を経験に、以前の場所は関連協と (2) 収益を経験に (2) 乗務・国産を経験に (3) 再発・国産を経験に (2) 乗務・国産を経験に係る方法に (2) 収益を経験に係る方法に (4) 乗び乗り (4) 乗び申り				
(2.無形固定資産 自社利用目的のソフトウエア については、見込販利用可期期間 (3年以内)に基づく定額法によっており、販売目的のソフトウ エアについては、見込販売期間 (3年以内)における見込販売助監 技行販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい間を き計上する方法によっております。 (2.)無形固定資産 同を (2.)無限固定資産 同を (3.)無限監算 (3.)無限監算 同を (3.)無限の型力法 新株発行費 可と (2.)収益及び費用の計上基準 可と (2.)収益及び費用の計上基準 可と (2.)収益及び費用の計上基準 可と (2.)収益及び費用の計上基準 可と (2.)収益及び費用の計上基準 可と (2.)収益及び費用の計上基準 可と (3.)消費報の会計処理 (3.)消費報の会計処理 (3.)消費報の会計処理				
自社利用目的のソフトウエア		工具器具備品 5年~6年 		
については、見込利用可能期間 (5年以内)に基づく定舗法によっており、販売目的のソフトウエアについては、見込販用間 (3年以内)に基づく電油器と販売可能な 接合販売期間に基づく間油器と販売可能な 接合販売期間に基づく間差別 を計上する方法によっております。		(2)無形固定資産	(2)無形固定資産	(2)無形固定資産
(5年以内)に基づく定額法によっており、販売目的のソフトウエアについては、見込販売即間(3年以内)における見込販売収益に高づく時等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。 ③ 3 引当金の計上基準			同 左	同 左
つており、販売目的のソフトウエアについては、見込販売期間 (3 年以内)に対する見込販売収益に基づく(電却間と販売の能な 残存販売期間に基づく19等配分 競を比較し、いずれか大きい額 を計上する方法によっております。 2013日金				
エアについては、見込版売期間(3年以内)における見込版売切り		, ,		
(3年以内)における見込販売収益に基づく質問証と販売可能な 投行販売に関係でいた。				
益に基づく情却額と販売可能な 焼存販売期間に基づく均等配分 酸と比較し、いずれか大きい額 を計上する方法によっております。 ② 例引当金				
競を比較し、いずれか大きい額を計上基準 (費倒引当金 (債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒別当金 (債権の資金及び負債の ・ 一般債権については侵別、に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。				
を計上する方法によっております。		残存販売期間に基づく均等配分		
す。 対の 対の 対の 対の 対の 対の 対の 対の 対の 対		額を比較し、いずれか大きい額		
3 . 引当金の計上基準				
(債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については 貸倒素績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別 に回収可能性を勘案し、回収不 能見込額を計上しております。 4 . 外貨建の資産及び負債の 本邦通貨への換算基準 第日の直物為替相場により円貨に 換算し、換算差額は損益として処理しております。 5 . リース取引の処理方法 リース取引の処理方法 リース取引の処理方法 が立ると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る方法 に準じた会計処理によっております。 6 . 中間キャッシュ・フロー計算書(トキャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲 アルスの場合を対してを少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限が到来する短期投資からなっております。 7 . その他中間財務諸表(財務・発行費を出して処理しております。 (1)繰延資産の処理方法 新株発行費を出して処理しております。 (1)繰延資産の処理方法 新株発行費を出して処理しております。 (2)収益及び費用の計上基準を採用しております。 (3)消費税の会計処理 (3)消費税の会計処理 (3)消費税の会計処理		·		05-11-11-1
えるため、一般債権については 質倒実績率により、資倒懸念債 機等特定の債権については個別 に回収可能性を勘楽し、回収不 能見込額を計上しております。 4 . 外資建金銭債権債務は、中間決 等日の直物為替相場により円貨に 類単し、換算差額は損益として処理しております。 5 . リース取引の処理方法	3 . 引当金の計上基準		· · · · · · ·	
貸倒寒橋率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 4 . 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への投算基準				
権等特定の債権については個別に回収可能性を勘索し、回収不能見込額を計上しております。 4 . 外質建の資産及び負債の本邦通貨への投算基準				
## 能見込額を計上しております。 4 . 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準				
4 . 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、沖間決算目の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 同 左 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 5 . リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 同 左 同 左 6 . 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な対象のの範囲の対象する短期投資からなっております。 同 左 同 左 7 . その他中間財務諸表(財務)・作成のための基本となる重要な事項 (1)繰延資産の処理方法新株発行費 同 左 新株発行費 同 左 7 . その他中間財務諸表(財務)・作成のための基本となる重要な事項 (1)繰延資産の処理方法新株発行費 同 左 新株発行費 同 左 7 . まなる重要な事項 (2)収益及び費用の計上基準受託開発に係る売上高については、工事進行基準を採用しております。 (2)収益及び費用の計上基準同 左 (2)収益及び費用の計上基準で設計する。 (3)消費税の会計処理 (3)消費税の会計処理		に回収可能性を勘案し、回収不		
本邦通貨への換算基準		能見込額を計上しております。		
換算し、換算差額は損益として処理しております。			同 左	
理しております。	本邦通貨への換算基準			
5 . リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 同 左 6 . 中間キャッシュ・フロ計算書(キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な別金の範について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限が到来する短期投資からなっております。 同 左 7 . その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項 (1)繰延資産の処理方法新株発行費を出時に全額費用として処理しております。 (1)繰延資産の処理方法新株発行費 同 左 同 左 (2)収益及び費用の計上基準受託開発に係る売上高については、工事進行基準を採用しております。 (2)収益及び費用の計上基準同 左 (3)消費税の会計処理 (3)消費税の会計処理				
転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	5 リース取引の処理方法		同左	
アイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 6 . 中間キャッシュ・フロー計算書(キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲 7 . その他中間財務諸表(財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項 (1)繰延資産の処理方法 新株発行費	- ・ ノ ハイヘコマノビュナノコム		12 7	1-0 -7
に準じた会計処理によっております。		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
6 . 中間キャッシュ・フロー計算書(キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な 預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限が到来する短期投資からなっております。 同 左 同 左 りスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限が到来する短期投資からなっております。 7 . その他中間財務諸表(財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項 (1)繰延資産の処理方法新株発行費 同 左 理しております。 (1)繰延資産の処理方法新株発行費 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同				
6 . 中間キャッシュ・フロー 計算書(キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲				
計算書(キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	C +88+ >	· ·		
ロー計算書)における資金の範囲			同 左 	同
金の範囲 リスクしか負わない取得日から3 ヶ月以内に償還期限が到来する短期投資からなっております。 7 . その他中間財務諸表(財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項 支出時に全額費用として処理しております。 (2)収益及び費用の計上基準受託開発に係る売上高については、工事進行基準を採用しております。 (3)消費税の会計処理 (3)消費税の会計処理	,			
ヶ月以内に償還期限が到来する短期投資からなっております。 7.その他中間財務諸表(財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項 女出時に全額費用として処理しております。 (2)収益及び費用の計上基準受託開発に係る売上高については、工事進行基準を採用しております。 (3)消費税の会計処理 (1)繰延資産の処理方法新株発行費 新株発行費 新株発行費 「同左 「同左 「同左 「同左」」」「「一方で、「一方では、「一方	,			
7 . その他中間財務諸表(財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項 (1)繰延資産の処理方法 新株発行費 支出時に全額費用として処理しております。 (2)収益及び費用の計上基準受託開発に係る売上高については、工事進行基準を採用しております。 (3)消費税の会計処理 (3)消費税の会計処理 (3)消費税の会計処理				
務諸表)作成のための基本となる重要な事項		期投資からなっております。		
本となる重要な事項 支出時に全額費用として処理しております。 (2)収益及び費用の計上基準受託開発に係る売上高については、工事進行基準を採用しております。 (3)消費税の会計処理 (3)消費税の会計処理 (3)消費税の会計処理	,	l ` '	` '	
理しております。 (2)収益及び費用の計上基準 受託開発に係る売上高につい ては、工事進行基準を採用して おります。 (3)消費税の会計処理 (2)収益及び費用の計上基準 (2)収益及び費用の計上基準 同 左 同 左 (3)消費税の会計処理 (3)消費税の会計処理	,			
(2)収益及び費用の計上基準 受託開発に係る売上高につい ては、工事進行基準を採用して おります。 (3)消費税の会計処理 (2)収益及び費用の計上基準 同 左 同 左 同 左 (3)消費税の会計処理	本となる重要な事項		同 左 	同 左
受託開発に係る売上高につい 同 左 同 左 ては、工事進行基準を採用しております。 (3)消費税の会計処理 (3)消費税の会計処理 (3)消費税の会計処理		_ · · · · · ·	 (2)収益及び費用の計ト基準	(2)収益及び費用の計ト基準
おります。 (3)消費税の会計処理 (3)消費税の会計処理 (3)消費税の会計処理		` '		
(3)消費税の会計処理 (3)消費税の会計処理 (3)消費税の会計処理				
税抜方式によっております。		` '		
		税抜方式によっております。	同 左	同 左

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
(自 平成16年4月1日	(自 平成17年4月1日	(自 平成16年4月1日
至 平成16年9月30日)	至 平成17年9月30日)	至 平成17年3月31日)
	(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。 なお、これによる損益に与える影響はありません。	

追加情報

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
(自 平成16年4月1日	(自 平成17年4月1日	(自 平成16年4月1日
至 平成16年9月30日)	至 平成17年9月30日)	至 平成17年3月31日)
		当事業年度の当社の売上高は479,977千円と前年同期と比較し264,450千円減少していると共に、営業損益についても197,237千円の赤字となっており、日本公認会計士協会監査委員会報告第74号「継続企業の前提に関する開示について」において、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に掲げられている例示には該当しております。しかしながら、当社では、これらの事象に対応すべく、平成16年12月に第三者割当増資を行うこと等により、当事業年度末において757,310千円の現預金を確保すると共に、重要な後発事象に記載のとおり、平成17年4月以降の新株予約権の行使により、549,793千円を調達し、翌事業年度の事業計画遂行に十分な資金を確保しており、継続企業の前提に関する重要な疑義を解消することについて重要な不確実性は存在していないため、継続企業の前提に重要な疑義は存在しないと判断しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間会計期間末 (平成17年 9 月30日)	前事業年度末 (平成17年 3 月31日)
1 . 有形固定資産の減価償却累計額は 20,943千円であります。 2 . 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりで あります。	1 . 有形固定資産の減価償却累計額は 9,664千円であります。 2 .	1 . 有形固定資産の減価償却累計額は 9,001千円であります。 2 .
担保付債務は次のとおりであります。 短期借入金 100,000 千円		
一年以内返済予定 の長期借入金 31,820		
長期借入金 45,325		
合 計 177,145		
3.消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相 級のうえ、金額的重要性が乏しいため、 流動負債の「その他」に含めて表示して おります。	3 . 消費税等の取扱い 同 左	3.

(中間損益計算書関係)

(1111111111111)		
前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1.営業外収益のうち主要なものコンサルティング収入952 千円出版収入122	1 . 営業外収益のうち主要なもの 出版収入 208 千円	1.営業外収益のうち主要なものコンサルティング収入1,942 千円助成金収入618
2.営業外費用のうち主要なもの 支払利息 3,579 千円 新株予約権発行費 8,741 新株発行費 2,300	2.営業外費用のうち主要なもの 支払利息 1,705 千円 新株発行費 4,430 新株予約権発行費 526	2 . 営業外費用のうち主要なもの 新株発行費 11,544 千円 新株予約権発行費 8,903 支払利息 7,059
3.	3.	3. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。工具器具備品2,885 千円ソフトウエア682合計3,568
4 . 減価償却実施額 有形固定資産 1,428 千円 無形固定資産 40,553	4 . 減価償却実施額 有形固定資産 663 千円 無形固定資産 41,889	4.減価償却実施額 有形固定資産 2,864 千円 無形固定資産 81,173

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度		
(自 平成16年4月1日	(自 平成17年4月1日	(自 平成16年4月1日		
至 平成16年9月30日)	至 平成17年9月30日)	至 平成17年3月31日)		
1 . 現金及び現金同等物の中間期末残高と	1.現金及び現金同等物の中間期末残高と	1 . 現金及び現金同等物の期末残高と貸借		
中間貸借対照表に掲記されている科目の	中間貸借対照表に掲記されている科目の	対照表に掲記されている科目の金額との		
金額との関係	金額との関係	関係		
(平成16年9月30日現在)	(平成17年9月30日現在)	(平成17年3月31日現在)		
現金及び預金勘定 303,279 千円	現金及び預金勘定 1,179,675 千円	現金及び預金勘定 757,310 千円		
預金期間が3ヶ月を	預金期間が3ヶ月を - 千円	預金期間が3ヶ月を - 千円		
超える定期預金 75,000 千円	超える定期預金 - 千円	超える定期預金 - 千円		
現金及び現金同等物 228,279 千円	現金及び現金同等物 1,179,675 千円	現金及び現金同等物 757,310 千円		

現金及び場	显问寺物	228,21	/9 十円	块3	現金及び現金同寺物 1,1/9,6/5 十円				块:	正及 () 坊	金回寺物	757,3	10 十円
(リース取引関係)													
前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)				当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)				前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)					
1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主側) (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額			ス・リー 減価償却	1.リース物件の所有権が借主に移転すると 認められるもの以外のファイナンス・リー ス取引(借主側) (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却 累計額相当額、減損損失累計額相当額及 び中間期末残高相当額			1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主側) (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額						
	取得価 額相当 (千円)	減価償 却累計 額相当 (千円)	中間期 末残高 相当額 (千円)			取得価額相当額(千円)	減価償 却累計 額相当 額 (千円)	中間期 末残高 相当額 (千円)			取得価 額相当 額 (千円)	減価償却累計額 相当額 (千円)	期末残 高相当 額 (千円)
有形固定資産 (工具器具備 品)	50,798	42,476	8,322	有形固 (工具器 品)]定資産 器具備	13,313	9,338	3,974]定資産 器具備	22,400	16,937	5,462
ソフトウエア	6,600	660	5,940	ソフト	ウエア	6,600	1,980	4,620	ソフト	ウエア	6,600	1,320	5,280
合 計	57,398	43,136	14,262	合	計	19,913	11,318	8,594	合	計	29,000	18,257	10,742
(2)未経過リー 1年内 1年起	1		9千円	(2)未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 3,448千円 1年超 5,469			(2)未経過リース料期末残高相当額 1年内 4,148千円 1年超 6,978			8千円			
合	計	15,00	7		合	計	8,91	8		合	計	11,12	6
(3)支払リース 払利息相当		賞却費相当	額及び支	崩額		償却費相	ス資産減損 当額及び支		` '	払リース 利息相当	、料、減価(i額	賞却費相当	i額及び支
支払リース料 7,348千円 減価償却費相当額 6,603 支払利息相当額 333				支払リース料 2,369千円 減価償却費相当額 2,148 支払利息相当額 160			支払リース料 7,181千円 減価償却費相当額 6,281 支払利息相当額 385						
(4)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額 を零とする定額法によっております。				(4)減(画償却費	相当額の 同	算定方法 左		(4)減1	価償却費	相当額の第 同	算定方法 左	
(5)利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額 相当額との差額を利息相当額とし、各期 への配分方法については、利息法によっ ております。					徳の算定方だ 同	法 左		(5)利	息相当額	iの算定方) 同	去 左		
				,	(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。								

(有価証券関係)

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
当社には有価証券残高がないため、該当事項	当社には子会社株式及び関連会社株式で時価	当社には子会社株式及び関連会社株式で時価
はありません。	のあるものはありません。	のあるものはありません

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
関連会社に対する投資金額(千円)	-	20,000	20,000
持分法を適用した場合の投資金額(千円)	-	20,922	20,000
持分法を適用した場合の投資利益の金額(千円)	-	922	-

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)		
1株当たり純資産額16,220円61銭1株当たり中間純損失金額13,496円33銭	1株当たり純資産額16,531円45銭1株当たり中間純損失金額1,430円22銭	1 株当たり純資産額12,325円88銭1 株当たり当期純損失金額4,094円12銭		
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失を計上しているため、記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失を計上しているため、記載しておりません。また、当社は平成16年11月19日付で株式1株につき4株の株式分割を行っており、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前中間会計期間における1株当たり情報については、以下のとおりとなっております。 1株当たり純資産額 4,055円15銭1株当たり中間純損失金額 3,374円08銭潜在株式調整後1株当たり中間純損失を計上しているため、記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。また、当社は平成16年11月19日付で株式1株につき4株の株式分割を行っており、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報については、以下のとおりとなっております。 1株当たり当期純利益金額 7,429円24銭 1株当たり当期純利益金額 1,460円07銭 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株		
		式が存在しないため、記載しておりません。		

(注) 1 株当たり中間(当期)純損失金額()の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
中間(当期)純損失()(千円)	215,995	117,894	271,464
普通株主に帰属しない金額(千 円)	-	-	-
普通株式に係る中間(当期)純損 失()(千円)	215,995	117,894	271,464
期中平均株式数(株)	16,004	82,431	66,306
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	旧商法第280条 / 19の規定に基づく特別決議による新株引受権3種類(新株引受権の数806株)第1回新株予約権(新株予約権の数120個、当社普通株式3,000株)なお、これらの概要は「第4提出会社の状況、1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	商法第280条 J 20及び第280条 J 21の規定に基づく特別決議による 新株予約権 1種類(新株予約権の数4,000個、 当社普通株式4,000株) なお、これらの概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に 記載のとおりであります。	旧商法第280条ノ19の規定に基づく特別決議による新株引受権3種類(新株引受権の数3,220株)第1回新株予約権(新株予約権の数95個、当社普通株式9,595株)なお、これらの概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

257円93銭 3,374円08銭

1,460円07銭

前中間会計期間 当中間会計期間 前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日) (自 自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日) 自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日) (自 1.株式分割 1.新株予約権の行使 平成16年8月6日開催の取締役会決 当事業年度末後、平成17年5月26日 議に基づき、次のとおり株式分割を行 までの期間において、第1回新株予約 っております。 権の未行使であったもの全ての行使が 行われており、これに伴う新株式の発 (1)平成16年11月19日付をもって、 平成16年9月30日最終の株主名 行を行っております。その概要は次の 簿及び実質株主名簿に記載又は とおりであります。 記録された株主の所有株式数を (1)権利行使数 95個 1株につき4株の割合をもって (2)1株当たり行使価額 57,300円 分割する。 (3)払込総額 549,793千円 (2)配当起算日 (4)資本金及び資本準備金の増加額 平成16年10月1日 増加額又増加 行使後の残高 (3)授権株式数及び発行済株式総数 の増加数 276,796千円 2,631,054千円 資本金 増加数 分割後の残高 資本準備金 276,796千円 2,413,214千円 授権株式数 133,800株 178,400株 発行済株式 普通株式 普通株式 発行済株式総数 48,012株 64,016株 総数 9,595株 84,131株 (注)資本金及び資本準備金の増加額 当該株式分割が前期首に行われ には、新株予約権からの振替額 たと仮定した場合の前中間会計期 3,800千円が含まれておりま 間及び前事業年度における1株当 す。 たり情報並びに当期首に行われた と仮定した場合の当中間会計期間 における1株当たり情報は、それ ぞれ次のとおりであります。 前中間会計 当中間会計 前事業年度 期間 期間 1株当たり 1株当たり 1株当たり 純資産額 純資産額 純資産額 6,232円06銭 | 4,055円15銭 | 7,429円24銭 1株当たり 1株当たり 1株当たり 中間純利益 中間純損失 当期純利益 金額 金額 金額

前中間会計期間 当中間会計期間 前事業年度 (自 平成16年4月1日 平成17年4月1日 (自 平成16年4月1日 至 平成17年9月30日) 至 平成16年9月30日) 至 平成17年3月31日) 2.新株予約権の行使 2.新株予約権の発行決議 当中間会計期間終了後、平成16年12月 平成17年6月25日開催の定時株主 17日までの期間において、第1回新株予 総会において、商法第280条ノ20及 約権の一部行使が行われております。そ び第280条ノ21の規定に基づくスト の概要は次のとおりであります。 ックオプションとして新株予約権を 発行することを決議いたしました。 (1)権利行使数 5個 (2)1株当たり行使価額(注) (1)新株予約権割当の対象者 当社の取締役、監査役及び従業 322,000円 員並びに当社のコンサルタント (80,500円) (3)払込総額 40,250千円 (4)資本金増加額及び資本準備金の増加 (2)新株予約権の目的となる株式の 種類及び数 普通株式4,000株を上限とす 増加額又は増加 行使後の残高 (3)新株予約権の数 資本金 20,225千円 2,017,185千円 4,000個を上限とする。 資本準備 20,225千円 1,799,345千円 (4)新株予約権の発行価額 無償で発行するものとする。 発行済株 普通株式 普通株式 (5)新株予約権を行使することがで 式総数 125株 16.129株 (500株) (64,516株) (注) きる期間 (注)平成16年11月19日付をもって株式分 平成19年8月1日から平成24 割を行っており、分割後の1株当た 年7月31日まで り行使価額及び発行済株式総数は (6)その数 ()内に記載しております。 ストックオプション制度の詳細 については、「第4 提出会社 3. 第三者割当増資 の状況 1 株式等の状況(7) 平成16年12月10日開催の取締役会にお ストックオプション制度の内 いて、次のとおり第三者割当増資を行う 容」に記載しております。 ことを決議しております。 (1)発行株式数 普通株式8,000株 (2)発行価額 1株につき金69,700円 (3)発行価額の総額 557,600千円 (4)資本組入額 1株につき金34,850円 平成16年12月28日 (5)払込期日 平成16年10月1日 (6)配当起算日 株式会社システムプロ

(2)【その他】

(8)増資資金の使途

(7)割当先

該当事項はありません。

当する予定であります。

研究開発投資に200,000千円、残額 は新規事業投資と長期運転資金に充

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)臨時報告書

平成17年5月13日北海道財務局長に提出。

証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動) に基づく臨時報告書であります。

(2)有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第8期)(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)平成17年6月27日北海道財務局長に提出。

(3)有価証券届出書(新株予約権)及びその添付書類

平成17年8月19日北海道財務局長に提出。

(4)有価証券届出書の訂正届出書及びその添付書類

平成17年8月19日北海道財務局長に提出。

平成17年8月19日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(5)有価証券届出書の訂正届出書

平成17年9月1日北海道財務局長に提出。

平成17年8月19日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(6)有価証券報告書の訂正報告書

平成17年10月28日北海道財務局長に提出。

事業年度(第8期)(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月20日

株式会社ソフトフロント

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 公認会計士 山本 剛司 印 業務執行社員 公認会計士 山本 剛司 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソフトフロントの平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第8期事業年度の中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ソフトフロントの平成16年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に以下の事項が記載されている。

- (1) 当中間会計期間終了後、平成16年12月17日までの期間において、第1回新株予約権の一部行使が行われている。
- (2)会社は平成16年12月10日開催の取締役会において、平成16年12月28日を払込期日とする第三者割当 増資を行うことを決議している。
- (3)会社は平成16年12月10日付にて、株式会社システムプロとの間で、(2)に記載の第三者割当増資について、証券取引法による届出の効力発生を条件に発行する新株の全てを引き受けること、また合弁会社を設立することについての契約を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

⁽注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月15日

株式会社ソフトフロント

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員 公認会計士 藤江 正祥 印

指定社員 業務執行社員 公認会計士 山本 剛司 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソフトフロントの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第9期事業年度の中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ソフトフロントの平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途 保管しております。